



鳥取県公報

平成17年12月20日(火)
号外第201号

毎週火・金曜日発行

目 次

公 告 鳥取港ポートパークの指定管理者の募集（空港港湾課） 1

公 告

地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第244条の2第3項の規定に基づき、鳥取県港湾管理条例（昭和35年鳥取県条例第6号。以下「港湾条例」という。）第2条の4に規定する鳥取港の区域のうち知事が指定する区域内の港湾施設（以下「ポートパーク」という。）の管理を法人その他の団体であって県が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に行わせることとしたので、当該施設の管理等に関する業務を行う指定管理者を次のとおり公募する。

平成17年12月20日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 施設の名称及び所在地

鳥取港ポートパーク

鳥取市港町ほか

（施設の詳細は、募集要項を参照すること。）

2 指定管理者が行う業務

指定管理者は、次に掲げる業務（以下「委託業務」という。）を行うものとする。

（1）ポートパークの施設設備の維持管理に関する業務

港湾条例に基づくポートパークの施設設備の維持管理に関する業務（施設の清掃、保守管理及び修繕）

（2）ポートパークの利用の許可、施設利用料の徴収等に関する業務

港湾条例に基づく利用の許可、適正な管理に必要な利用者への措置命令、ポートパークからの退去命令並びに利用料金の徴収及び減免

（3）その他ポートパークの管理運営に必要な業務

ポートパークの利用者の受付及び案内、ポートパーク内の船艇保管状況の確認及び船艇保管の指導、ポートパークの適正使用の啓発、利用者へのサービスの提供並びに施設の利用促進に関すること。

3 指定期間

指定管理者の指定期間は、平成18年4月1日から平成21年3月31日までとする。この場合において、ポートパークの管理を継続することが適当でないと思われるときは、当該指定期間の途中においても指定を取り消すことがある。

4 利用料金の取扱い等

港湾条例第3条第4項に規定する特定施設の利用に係る料金収入、利用者へのサービス提供に伴う収入その

他の収入（以下「利用料金等」という。）は、指定管理者が自らの収入として収受することとする。この場合において、指定管理者は、利用料金等のうちポートパークの整備に要した経費の回収に必要な経費として23,281千円以上の額を基準額として自ら設定し、その設定した基準額を毎年度県に納入するものとする。なお、利用料金等の額が基準額に達しない場合においても、基準額は県に納入するものとする。

また、各年度の利用料金等の額から事業計画書に記載する委託業務の実施に要する費用の額を減じた額が基準額を上回った場合には、その上回った額に2分の1以上で指定管理者が自ら設定した割合を乗じて得た額を基準額に加え、別途協定書で定めるところにより、その額を県に納入することとする。

なお、指定管理者は、利用料金等により委託業務の実施に要する経費を賄うものとし、利用料金等の額が委託業務の実施に要する費用の額に達しない場合においても、県は、その差額を補填しないものとする。

5 応募資格等

(1) 応募資格

ポートパークの指定管理者に応募することができる者は、次に掲げる要件のすべてを満たす法人その他の団体（以下「法人等」という。）とする。

ア 鳥取県内に主たる事務所を置き、又は置こうとする法人等であること。

イ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項の規定により、本県から一般競争入札の参加者資格を取り消されていない法人等であること。

ウ 本県が行う建設工事等の請負又は物品の購入若しくは製造の請負の指名競争入札について、指名保留、指名停止その他の一定の期間を定めて指名の対象外とする措置を受けていない法人等であること。

エ 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てが行われた法人等又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てが行われた法人等でないこと。

オ 法人等の役員に、破産者、法律行為を行う能力を有しない者又は禁固以上の刑に処せられている者がいないこと。

カ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に掲げる暴力団又は暴力団若しくはその構成員の利益になる活動を行う法人等でないこと。

キ 都道府県税、法人税並びに消費税及び地方消費税に未納がない法人等であること。

ク 鳥取県議会の議員、知事、副知事、出納長、指定管理者の候補者の選定の決定に関与する県の職員、法第180条の5第1項及び第2項に規定する委員会の委員（監査委員を含む。）、これらの者の配偶者、子及び父母並びにこれらの者と生計を同じくしている者が社長、副社長、代表取締役、専務取締役、常務取締役、理事長、副理事長、専務理事、常務理事その他これらに準ずる役員等に就任している法人等（境港管理組合を除く。）でないこと。

ケ 港湾法（昭和25年法律第218号）又は港湾条例の規定により港湾施設の使用許可等を取り消され、又は罰則の適用を受けた者で、これらの処分を受けた日から1年を経過しない者でないこと。

コ 港湾法又は港湾条例に基づく港湾施設の使用料等を滞納している者でないこと。

(2) 複数の法人等による応募

ポートパークのサービスの向上又は委託業務の効率的実施を図る上で必要である場合には、複数の法人等（以下「グループ」という。）が共同して応募することができる。この場合においては、次の事項に留意すること。

ア グループの名称を設定し、グループ内で代表となる法人等を定めること。この場合において、他の法人等は、当該グループの構成団体として扱うこと。なお、代表となる法人等又は構成団体の変更は、原則として認めない。

イ グループの構成団体間における委託業務に係る各団体の役割、経費に関する連帯責任の割合等を別途協定書で定めること。

ウ 単独で応募した法人等は、グループによる応募の構成団体となることができないこと。

エ 同時に複数のグループの構成団体になることはできないこと。

オ グループの代表となる法人等及び構成団体のすべてが、(1)に掲げる応募資格のすべてを満たす法人等であること。

カ 9の(3)の応募書類の工からコまでは、構成団体ごとに提出すること。

6 募集要項の配布

(1) 配布期間

平成17年12月20日(火)から平成18年1月11日(水)までの日(日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日(以下「休日」という。)及び平成17年12月29日から平成18年1月3日までの日(休日を除く。)を除く。)の午前8時30分から午後5時まで

(2) 配布場所

鳥取県土整備部空港港湾課管理係

〒680-8570 鳥取市東町一丁目220(県庁本庁舎5階)

電話 0857-26-7405

ファクシミリ 0857-26-8310

メールアドレス kuukoukouwan@pref.tottori.jp

7 質問事項の受付及び回答

(1) 受付期間

平成17年12月20日(火)から平成18年1月11日(水)まで

(2) 受付方法

質問票(様式については募集要項を参照すること。)に記入の上、6の(2)の場所へファクシミリ又は電子メールにより提出すること。

(3) 回答方法

質問者へ個別にファクシミリ又は電子メールで回答するとともに、インターネット上のホームページ(<http://www.pref.tottori.jp/doboku/kouwan/shiteikanri.html>)にも随時掲載する。

8 現地説明会の開催

(1) 日時

平成17年12月27日(火) 午後1時30分から

(2) 場所

鳥取市港町8 鳥取港湾事務所会議室

(3) 申込方法

現地説明会への参加を希望する旨並びに法人等の名称、代表者名及び参加希望者(各法人等3名まで)を明記の上、郵送、ファクシミリ又は電子メールにより、平成17年12月26日(月)午後5時までに、6の(2)の場所に申し込むこと。

9 応募の手続

(1) 応募書類の受付期間及び時間

平成17年12月27日(火)から平成18年1月17日(火)までの日(日曜日、土曜日、休日及び平成17年12月29日から平成18年1月3日までの日(休日を除く。)を除く。)の午前8時30分から午後5時まで

(2) 応募書類の提出方法及び提出場所

応募書類は、6の(2)の場所に持参、郵送又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便(以下「信書便」という。)により提出すること。

なお、郵送又は信書便による提出は、書留郵便又は信書便の役務のうち書留郵便に準ずるものによることとし、平成18年1月17日(火)午後5時までに到着したものに限り受け付ける。

(3) 応募書類

次の書類を提出すること。この場合において、応募書類の作成及び提出に要する費用は、すべて申請を行う法人等の負担とする。なお、各書類の説明は、募集要項別紙提出書類一覧を参照すること。

- ア 指定管理者指定申請書
- イ ボートパークの委託業務に関する事業計画書
- ウ ボートパークの委託業務に関する収支計画書
- エ 定款若しくは寄附行為及び法人の登記事項証明書又はこれらに準ずる書類
- オ 申請の日の属する事業年度の前事業年度における当該法人等に係る貸借対照表及び損益計算書その他当該法人等の財務の状況を明らかにすることができる書類
- カ 申請の日の属する事業年度の前事業年度における当該法人等に係る事業報告書その他当該法人等の業務の内容を明らかにすることができる書類
- キ 当該法人等の概要（ボートパークの管理運営のために配置可能な人員等に関する記述を含む。）を記載した書類
- ク 当該法人等の役員名簿
- ケ 都道府県税、法人税並びに消費税及び地方消費税に未納（納付期限が到来していないものを除く。）がないことを証明する書類
- コ 上記提出書類のうち該当のないものについての申立書
- サ 指定申請に係る宣誓書

(4) 応募書類の提出部数

正本1部及び副本6部（副本は、複写可とする。）

(5) 応募に当たっての留意事項

- ア 法人等が提出する事業計画書等の著作権は、提出した法人等に帰属する。ただし、県は、必要な場合において事業計画書等の内容の全部又は一部を使用することができる。
- イ 応募書類その他の提出された書類は、返却しない。
- ウ 応募書類その他の提出された書類は、鳥取県情報公開条例（平成12年鳥取県条例第2号）の規定に基づき開示することがある。この場合において、個人情報又は法人等の正当な利益を害する情報は、非開示とする。
- エ 応募のあった法人等の名称等は、公表する。
- オ 応募書類の提出期限後、応募書類その他の提出された書類の再提出又は差替えは、原則として認めない。
- カ (3)の書類のほか、必要に応じ追加資料の提出を依頼する場合がある。
- キ 鳥取県公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例（平成16年鳥取県条例第67号）、港湾条例その他の関係法令を承知の上で応募すること

10 指定管理者の選定方法等

(1) 選定方法

学識経験者等の委員で構成する鳥取県県土整備部指定管理候補者選定・審査委員会（以下「選定委員会」という。）を設置し、募集要項に定める選定基準に基づいて各委員が審査した評点の合計点により、指定管理者の候補者（以下「指定管理候補者」という。）の選定を行う。

(2) 面接審査等

指定管理候補者の選定に当たっては、応募資格等を審査した後、平成18年1月に開催予定の選定委員会において、9の(3)の書類により面接審査を行う。この場合において、面接審査の日時、場所、実施方法等は、応募書類を提出した法人等に別途通知する。

(3) 指定管理候補者の決定等

(2)の面接審査の後、選定委員会での審査結果を踏まえ、指定管理候補者を決定する。その審査内容は、応募書類を提出した法人等に書面で通知するとともに、ホームページ等で公表する。公表に当たっては、選定団体以外の法人等はその団体名を伏せて公表するが、応募団体数により個別団体を推測されることがある。

(4) 選定対象の除外等

次のいずれかの場合に該当する法人等は、指定管理候補者の選定の対象から除外する。(3)の決定を受け

た指定管理候補者が、当該決定後に次のいずれかの場合に該当することとなったときは、当該決定を取り消す。

ア 複数の事業計画書を提出したとき。

イ 選定委員会の委員に個別に接触したとき。

ウ 応募書類等の内容に虚偽又は不正があったとき。

エ 応募書類等の受付期限までに所定の書類が整わなかったとき。

オ 応募書類等の提出後に事業計画の内容を変更したとき。

カ その他不正な行為があったとき。

11 その他

(1) 様式のダウンロード

募集要項は、本県のホームページからダウンロードすることができる。

ホームページアドレス:<http://www.pref.tottori.jp/doboku/kouwan/shiteikanri.html>

(2) 応募書類の内容に関する調査

必要に応じて、応募書類等の内容について、応募者から聴取調査を行う。この場合において、詳細は、応募した法人等に後日連絡する。

(3) ポートパークの指定管理者の公募についての詳細は、募集要項を参照すること。

